

定 例 公 安 委 員 会

日 時：令和2年11月5日 8時45分～12時40分

出席委員：岩瀬委員長・那須委員・柘植委員・小笠原委員・下村委員

1 全体審議（公安委員会会議室）

案件	件 名	担当部	出席者
1	行政手続のデジタル化に向けた取組	警務部	本 部 長
2	特殊詐欺被害防止キャッチフレーズデザイン「渡すな危険!! キャッシュカード!」を活用した対策の開始	生活安全部	総 務 部 長 警 務 課 長
3	主要事件の検挙		生活安全部長
4	主要事件の検挙（2件）	刑事部	地 域 部 長 刑 事 部 長
5	交通事故発生状況（令和2年10月末）	交通部	交 通 部 長 警 備 部 長
6	白バイの街頭活動強化による交通死亡事故抑止対策の実施		

2 個別審議（公安委員執務室）

案件	件 名	担当部	出席者	
1 決裁	公安委員会宛文書等の受理（20件）	総務部	公安委員会執務官	
2 決裁	激励の上申（3件）			監 査 官
3 報告	令和3年監査委員等による定期監査の実施			
4 報告	人事案件	警務部	警 務 部 長	
5 裁定	犯罪被害者等給付金支給裁定		住 民 サービス 課 長	
6 決裁	苦情の調査結果（2件）		首 席 監 察 官	
7 報告	監察案件			
8 裁決	運転免許取消処分に対する審査請求		訟 務 官	
9 裁決	運転免許停止処分に対する審査請求（2件）			
10 裁決	放置違反金の督促処分に対する審査請求			
11 決裁	行政訴訟の発生及び応訴			
12 報告	行政訴訟の終了			
13 決裁	警察職員の援助派遣		警備部	外 事 課 長
14 決定	聴聞等の実施結果・決定 147件		総務部	首 席 聴 聞 官 聴 聞 官

議事の概要

1 全体審議

(1) 警務部

行政手続のデジタル化に向けた取組

警務課長から、

「行政手続のデジタル化を推進するため、国において押印の必要性等に関する検討が行われ、県庁においても行政手続の押印廃止を推進する方針が打ち出されている状況を踏まえ、県警においても、押印の廃止及びデジタル化に向けた取組を推進し関係規則等の改正を行う」

旨の報告があった。

(2) 生活安全部

ア 特殊詐欺被害防止キャッチフレーズデザイン「渡すな危険！！キャッシュカード！」を活用した対策の開始

生活安全部長から、

「多発するキャッシュカード狙いの特殊詐欺への対策として、特殊詐欺被害防止キャッチフレーズ『渡すな危険！！キャッシュカード！』のキャッチフレーズデザインを募集、決定し、そのデザインを活用したポスター及び動画により啓発を行う」

旨の報告があった。

委員から、

「インパクトがあり、わかりやすい啓発になると思う」

旨の発言があった。

イ 主要事件の検挙

生活安全部長から、

不正指令電磁的記録保管・提供等被疑者の検挙概要
について報告があった。

(3) 刑事部

主要事件の検挙（2件）

刑事部長から、

- 弘道会高山組若頭らによる愛知県暴力団排除条例違反事件の検挙概要
- 不法滞在者の無免許運転・無車検運行等を助長する犯罪インフラ事
犯の検挙概要

について報告があった。

委員から、弘道会高山組若頭らによる愛知県暴力団排除条例違反事件の検
挙について、

「暴力団対策を強化している中で、弘道会中核組織の主要幹部を検挙し
た意義は極めて大きいと思う」

旨の報告があった。

(4) 交通部

ア 交通事故発生状況（令和2年10月末）

交通部長から、令和2年10月末の交通事故発生状況について、

「10月末の交通事故死者数は127人で、前年と比べ3人増加した。

10月中の交通死亡事故の主な特徴としては、

- 高齢者が多発
- 自転車が増加・多発
- 単路が多発

である。

11月中の主な取組は、

- 一斉取締り等の実施

- 広報啓発活動の実施
- 白バイの街頭活動強化による交通死亡事故抑止対策
- 交通機動隊の集中運用等

である」

旨の報告があった。

イ 白バイの街頭活動強化による交通死亡事故抑止対策の実施

交通部長から、

「交通死亡事故抑止のため、ブロックセンター警察署長による警察署配置の白バイの緊急広域運用と交通機動隊分駐所の試行運用により、機動力のある白バイによる交通街頭活動を強化する」

旨の報告があった。

2 個別審議

(1) 公安委員会宛文書等の受理（20件）

公安委員会執務官から、

10月30日までに届いた公安委員会宛の文書20件

について報告があり、公安委員会は「警察官の言動に関する申出」2件及び「告訴の受理に関する申出」を警察法79条に規定する苦情として受理し、警察本部長に対して調査指示する旨決裁した。

(2) 激励の上申（3件）

公安委員会執務官から、

- 錦三丁目における賭博場開張凶利等事件合同捜査本部
- 持続化給付金に絡む詐欺事件合同捜査本部（2箇所）

に対する激励の上申について説明があり、決裁した。

(3) 令和3年監査委員等による定期監査の実施

監査官から、

「令和2年度における財務に関する事務の執行及び事務事業の執行全般を監査対象項目として、監査委員事務局監査及び監査委員監査が実施される」

旨の報告があった。

(4) 人事案件

警務部長から、

人事案件

について報告があった。

(5) 犯罪被害者等給付金支給裁定

住民サービス課長から、

遺族給付金支給裁定

について説明があり、原案どおり裁定した。

(6) 苦情の調査結果（2件）

住民サービス課長から、

公安委員会宛の「警察官の言動に関する苦情」等2件について、調査結果の報告及び申出者に対する通知文案の提示と説明があり、いずれも原案どおり決裁した。

(7) 監察案件

首席監察官から、

監察案件

について報告があった。

(8) 運転免許取消処分に対する審査請求

訟務官から、運転免許取消処分に対する審査請求について、請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明があり、原案どおり裁決した。

(9) 運転免許停止処分に対する審査請求（2件）

訟務官から、運転免許停止処分に対する審査請求について、請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明があり、いずれも原案どおり裁決した。

(10) 放置違反金の督促処分に対する審査請求

訟務官から、放置違反金の督促処分に対する審査請求について、請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明があり、原案どおり裁決した。

(11) 行政訴訟の発生及び応訴

訟務官から、運転免許取消処分取消請求事件の概要及び今後の応訴方針等について説明があり、決裁した。

(12) 行政訴訟の終了

訟務官から、運転免許取消処分取消請求事件に係る訴訟の終了について報告があった。

(13) 警察職員の援助派遣

外事課長から、
「沖縄県公安委員会から、本県公安委員会に対し、警察法第60条第1項の規定に基づく援助要求があり、警察職員を派遣する」旨の報告があり、決裁した。

(14) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及び聴聞官から、

- 10月29日実施の
 - ・ 運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果 76件
 - ・ 風俗営業等の営業停止処分等に関する聴聞結果 1件
- 11月5日実施の
 - ・ 運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果 70件

について報告があり、行政処分を決定した。

定 例 公 安 委 員 会

日 時：令和2年11月12日 9時30分～11時40分

出席委員：岩瀬委員長・那須委員・小笠原委員・下村委員

1 全体審議（公安委員会会議室）

案件	件 名	担当部	出席者
1	主要事件の検挙	刑事部	本 部 長 総 務 部 長 生活安全部長 地 域 部 長
2	行進又は集団示威運動に関する条例の許可申請及び許可（令和2年10月中）	警備部	刑 事 部 長 交 通 部 長 警 備 部 長

2 個別審議（公安委員執務室）

案件	件 名	担当部	出席者
1 決裁	公安委員会宛文書等の受理（7件）	総務部	公安委員会執務官
2 決定	自己情報開示請求に係る決定		
3 決裁	激励の上申		
4 決裁	苦情の調査結果（2件）	警務部	住民サービス課長
5 報告	監察案件		首席監察官
6 裁決	運転免許取消処分に対する審査請求		訟 務 官
7 裁決	運転者区分決定に対する審査請求（3件）		
8 裁決	自己情報一部開示決定に対する審査請求		

議事の概要

1 全体審議

(1) 刑事部

主要事件の検挙

刑事部長から、
狙い撃ち犯罪グループによる強盗致傷事件の検挙概要
について報告があった。

(2) 警備部

行進又は集団示威運動に関する条例の許可申請及び許可（令和2年10月中）

警備部長から、10月中の行進又は集団示威運動に関する条例の取扱状況に
ついて、
「5件の許可申請を受理し、全て許可した」
旨の報告があった。

2 個別審議

(1) 公安委員会宛文書等の受理（7件）

公安委員会執務官から、
11月6日までに届いた公安委員会宛の文書7件
について報告があり、公安委員会は「警察官の言動に関する申出」を警察法
79条に規定する苦情として受理し、警察本部長に対して調査指示する旨決裁
した。

(2) 自己情報開示請求に係る決定

公安委員会執務官から、
公安委員会宛の自己情報開示請求に係る決定案
について説明があり、原案どおり決定した。

(3) 激励の上申

公安委員会執務官から、
闇サイトにおける遠隔操作ウイルス販売等事件捜査班
に対する激励の上申について説明があり、決裁した。

(4) 苦情の調査結果（2件）

住民サービス課長から、
公安委員会宛の「警察官の言動に関する苦情」及び「告訴の受理等に
関する苦情」について、調査結果の報告及び申出者に対する通知文案の提示
と説明
があり、いずれも原案どおり決裁した。

(5) 監察案件

首席監察官から、
監察案件
について報告があった。

(6) 運転免許取消処分に対する審査請求

訟務官から、運転免許取消処分に対する審査請求について、
請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明
があり、原案どおり裁決した。

(7) 運転者区分決定に対する審査請求（3件）

訟務官から、運転者区分決定に対する審査請求について、
請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明
があり、いずれも原案どおり裁決した。

(8) 自己情報一部開示決定に対する審査請求

訟務官から、自己情報一部開示決定に対する審査請求について、
請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明
があり、原案どおり裁決した。

定 例 公 安 委 員 会

日 時：令和2年11月19日 8時45分～12時00分

出席委員：岩瀬委員長・那須委員・柘植委員・小笠原委員・下村委員

1 全体審議（公安委員会会議室）

	案件	件 名	担当部	出席者
1	報告	年末の安全なまちづくり県民運動の実施	生活安全部	本 部 長 総 務 部 長 生活安全部長 地 域 部 長 刑 事 部 長 交 通 部 長 警 備 部 長
2		主要事件の検挙		
3		刑法犯の認知・検挙状況(令和2年10月末)	刑 事 部	
4		主要事件の検挙（2件）		
5		道路交通法の一部改正（令和2年12月1日施行）	交 通 部	
6		年末の交通死亡事故抑止対策の強化		
7		年末の交通安全県民運動の実施		
8		令和2年度中部管区広域緊急援助隊合同訓練への参加	警 備 部	
9		12月の行事予定〔書面報告〕	警 務 部	

2 個別審議（公安委員執務室）

	案件	件 名	担当部	出席者
1	決裁	公安委員会宛文書等の受理（2件）	総 務 部	公安委員会執務官
2	報告	令和3年警察運営の基本目標等（案）	警 務 部	警 務 課 長
3	決裁	苦情の調査結果		住 民 サービス 課 長
4	報告	監察案件		首 席 監 察 官
5	裁決	行政文書不開示決定に対する審査請求		訟 務 官
6	裁決	運転免許取消処分に対する審査請求		
7	裁決	運転者区分決定に対する審査請求（3件）		
8	裁決	運転免許更新通知等に対する審査請求		
9	報告	ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告等の実施		生活安全部
10	決裁	六代目山口組等に対する特定抗争指定に係る警戒区域変更に伴う意見聴取の実施	刑 事 部	組 織 犯 罪 対 策 課 長
11	決裁	暴対法に基づく再発防止命令の発出に係る意見聴取の実施		
12	決裁	愛知県道路交通法施行細則の一部改正	交 通 部	交 通 規 制 課 長
13	決定	聴聞等の実施結果・決定 57件	総 務 部	首 席 聴 聞 官 聴 聞 官

議事の概要

1 全体審議

(1) 生活安全部

ア 年末の安全なまちづくり県民運動の実施

生活安全部長から、

「『あいち地域安全戦略2020』に基づき、県民総ぐるみ運動の一環として、12月1日（火）から20日（日）までの20日間、『年末の安全なまちづくり県民運動』を実施する。

この県民運動では、

- 特殊詐欺の被害防止
- 住宅を対象とした侵入盗の防止
- 自動車盗の防止
- 子供と女性の犯罪被害防止

を運動重点として各種取組を展開し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を図る」

旨の報告があった。

イ 主要事件の検挙

生活安全部長から、

賭博店の摘発による常習賭博等被疑者の検挙概要について報告があった。

(2) 刑事部

ア 刑法犯の認知・検挙状況(令和2年10月末)

刑事部長から、令和2年10月末時点での刑法犯認知・検挙状況（前年同期との比較）について、

「○ 刑法犯の認知件数は33,298件で、8,714件減少した

- 刑法犯の検挙件数は13,112件で、1,700件減少した
- 刑法犯の検挙率は39.4パーセントで、4.1ポイント上昇した
- 刑法犯の検挙人員は10,305人で、778人減少した
- 重要窃盗犯の認知件数は2,703件で、1,407件減少した
- 重要窃盗犯の検挙件数は1,104件で、1,064件減少した
- 重要窃盗犯の検挙率は40.8パーセントで、11.9ポイント下降した
- 重要窃盗犯の検挙人員は392人で、21人減少した

旨の報告があった。

委員から、

「1件1件の被害状況を丁寧に見ながら、統計的に分析を行い、その結果をアピールしていけば、防犯対策が県民に分かりやすく伝わり、犯罪の被害防止にもつながると思う」

旨の発言があった。

さらに委員から、

「検挙、抑止両面で大きな成果が上がっている。これは、特殊詐欺の『スグ出る作戦』を始め各種対策が的を射ており、功を奏しているからだと思う」

旨の発言があった。

イ 主要事件の検挙

刑事部長から、

- 出所間もない出店荒し旅行犯の早期検挙概要
- コカイン密輸入被疑者の検挙概要

について報告があった。

(3) 交通部

ア 道路交通法の一部改正（令和2年12月1日施行）

交通部長から、

本年6月10日に公布された道路交通法の一部を改正する法律のうち、

12月1日施行予定分の改正内容
について報告があった。

イ 年末の交通死亡事故抑止対策の強化

交通部長から、

「12月は、高齢者、歩行者、自転車に関連する死亡事故が多発し、時間帯別では、17時台が最も多い。また年末は忘年会など飲酒の機会も増えてくることが予想されるため、交通死亡事故抑止対策を強力に推進する。

主な対策は、

- 夕暮れ時における歩行者、自転車、交差点対策の強化
- 業務中車両対策の強化
- 飲酒運転根絶に向けた活動の強化
- 交通部員の派遣及び白バイの広域運用

である」

旨の報告があった。

ウ 年末の交通安全県民運動の実施

交通部長から、

「12月1日（火）から10日（木）までの10日間、年末の交通安全県民運動が実施されることから、同運動を契機に、広報啓発活動を強化し、県民の交通安全意識の一層の高揚と安全行動の定着を図る。

運動重点は、

- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止と飲酒運転等の危険運転の根絶
- 子供を始めとする歩行者の安全と自転車の安全利用の確保
- 高齢運転者等の安全運転の励行

である」

旨の報告があった。

(4) 警備部

令和2年度中部管区広域緊急援助隊合同訓練への参加

警備部長から、

「各部隊の練度の向上並びに部隊相互間及び関係機関との緊密な連携を図り、迅速かつ的確に業務を推進するため、11月26日（木）、石川県において大規模災害発生を想定して実施される合同訓練に、愛知県警察も参加する」

旨の報告があった。

(5) 警務部

12月の行事予定

警務部から、

12月の行事予定
について書面報告があった。

2 個別審議

(1) 公安委員会宛文書等の受理（2件）

公安委員会執務官から、

11月13日までに届いた公安委員会宛の文書2件
について報告があり、公安委員会は「警察官の言動に関する申出」を警察法79条に規定する苦情として受理し、警察本部長に対して調査指示する旨決裁した。

(2) 令和3年警察運営の基本目標等（案）

警務課長から、

令和3年警察運営の基本目標等（案）
について説明があった。

(3) 苦情の調査結果

住民サービス課長から、
公安委員会宛の「警察官の言動に関する苦情」について、調査結果の報告及び申出者に対する通知文案の提示と説明があり、原案どおり決裁した。

(4) 監察案件

首席監察官から、
監察案件
について報告があった。

(5) 行政文書不開示決定に対する審査請求

訟務官から、行政文書不開示決定に対する審査請求について、
請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明
があり、原案どおり裁決した。

(6) 運転免許取消処分に対する審査請求

訟務官から、運転免許取消処分に対する審査請求について、
請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明
があり、原案どおり裁決した。

(7) 運転者区分決定に対する審査請求（3件）

訟務官から、運転者区分決定に対する審査請求3件について、
請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明
があり、いずれも原案どおり裁決した。

(8) 運転免許更新通知等に対する審査請求

訟務官から、運転免許更新通知等に対する審査請求について、請求内容の説明並びに「裁決書案」の提示及び説明があり、原案どおり裁決した。

(9) ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告等の実施

人身安全対策課長から、ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく警告等の実施について、

「令和2年10月中は、押し掛け等を理由に3件の禁止命令を実施した。また、面会等要求、押し掛け等を理由に20件の警告を実施した」旨の報告があった。

(10) 六代目山口組等に対する特定抗争指定に係る警戒区域変更に伴う意見聴取の実施

組織犯罪対策課長から、

「六代目山口組等については、新たに警戒区域を追加する必要があることから、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第15条の2第3項の規定による警戒区域の変更に係る意見聴取を実施する」旨の報告があり、決裁した。

(11) 暴対法に基づく再発防止命令の発出に係る意見聴取の実施

組織犯罪対策課長から、

「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に基づく用心棒行為等の禁止に係る再発防止命令の発出に係る意見聴取を実施する」旨の説明があり、決裁した。

(12) 愛知県道路交通法施行細則の一部改正

交通規制課長から、

「本年6月10日に公布された道路交通法の一部を改正する法律が本年12月1日に施行されることに伴い、停車及び駐車を禁止する場所に係る根拠法令が改正されることから、愛知県道路交通法施行細則の一部を改正する」

旨の説明があり、決裁した。

(13) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官及び聴聞官から、

- 運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果 55件
- 風俗営業等の営業停止処分等に関する聴聞結果 2件

について報告があり、行政処分を決定した。

定 例 公 安 委 員 会

日 時：令和2年11月26日 9時00分～11時40分

出席委員：岩瀬委員長・那須委員・柘植委員・小笠原委員・下村委員

1 全体審議（公安委員会会議室）

	案件	件 名	担当部	出 席 者
1	報告	主要事件の検挙（2件）	刑事部	本 部 長 総 務 部 長 生活安全部長 地 域 部 長 刑 事 部 長 交 通 部 長 警 備 部 長
2		交通死亡事故多発警報発令に伴う対策の強化	交通部	
3		主要事件の検挙	警備部	
4		新型コロナウイルス感染症への対応状況等		

2 個別審議（公安委員執務室）

	案件	件 名	担当部	出 席 者
1	決裁	公安委員会宛文書等の受理（22件）	総務部	公安委員会執務官
2	決裁	苦情の調査結果（2件）	警務部	住民サービス課長
3	報告	行政訴訟の終了（3件）		訟 務 官
4	決裁	交通誘導警備業務に係る検定合格警備員配置が必要な指定路線の見直し	生活安全部	生活安全総務課長
5	決裁	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律における特例風俗営業者の認定の取消し		保 安 課 長
6	報告	国道23号速度抑制対策	交通部	交通総務課長
7	決定	聴聞等の実施結果・決定 58件	総務部	首席聴聞官

議事の概要

1 全体審議

(1) 刑事部

主要事件の検挙（2件）

刑事部長から、

- 津島署・稲沢署管内発生連続放火事件の検挙概要
- 暴力団関係者らによる拳銃加重所持事件の検挙概要

について報告があった。

委員から、津島署・稲沢署管内発生連続放火事件の検挙について、

「連続放火事件を検挙したことにより、地域住民は、安堵することができたと思う」

旨の発言があった。

(2) 交通部

交通死亡事故多発警報発令に伴う対策の強化

交通部長から、

「昨日、愛知県知事から本年2回目となる交通死亡事故多発警報が発令されたことに伴い、連続発生する交通死亡事故に歯止めを掛けるため、夕暮れ時対策、横断歩行者妨害など交差点関連違反の取締りを重点とした交通街頭活動等の一層の強化を図る」

旨の報告があった。

委員から、

「発生時間、場所、事故形態等を踏まえ、多くの交差点に警察官やパトカーを配置して、警察官の存在を大いに示すなど、ドライバーの注意を喚起する対策を強化する必要がある」

旨の発言があった。

さらに委員から、

「ゼロの日等で警察官が交差点の中央分離帯に立っている姿を見ると、『注意して運転してなくては』という気持ちになり、大きな抑止効果があると思う」

旨の発言があった。

(3) 警備部

ア 主要事件の検挙

警備部長から、

名古屋国際センタービルに対する建造物侵入被疑事件の検挙概要について報告があった。

イ 新型コロナウイルス感染症への対応状況等

警備部長から、新型コロナウイルス感染症への対応状況等について、

- 県警の対応
- 愛知県の状況

等の報告があった。

2 個別審議

(1) 公安委員会宛文書等の受理（22件）

公安委員会執務官から、

11月20日までに届いた公安委員会宛の文書等22件について報告があり、決裁した。

(2) 苦情の調査結果（2件）

住民サービス課長から、

公安委員会宛の「警察官の言動に関する苦情」2件について、調査結果の報告及び申出者に対する通知文案の提示と説明があり、いずれも原案どおり決裁した。

(3) 行政訴訟の終了（3件）

訟務官から、

- 審査請求棄却裁決取消請求事件の終了
- 運転免許取消処分取消請求事件及び執行停止申立事件の終了
- 運転免許取消処分取消請求事件及び執行停止申立事件等の終了について報告があった。

(4) 交通誘導警備業務に係る検定合格警備員配置が必要な指定路線の見直し

生活安全総務課長から、

「検定合格警備員を配置して交通誘導警備業務を実施させる指定路線については、平成27年10月に指定しているが、指定後5年が経過したことから、交通事故発生実態を踏まえて見直しを行う」旨の説明があり、決裁した。

(5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律における特例風俗営業者の認定の取消し

保安課長から、

「対象営業所については、風営法による処分を受けたことにより、特例風俗営業者の認定を取消す」旨の報告があり、決裁した。

(6) 国道23号速度抑制対策

交通総務課長から、

国道23号における速度抑制対策

について報告があった。

(7) 聴聞等の実施結果・決定

首席聴聞官から、
運転免許取消処分等に関する意見の聴取等結果 58件
について報告があり、行政処分を決定した。